

佐伯市木造住宅耐震化促進事業(改修)

事業の概要

- ・ この事業は、大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、木造住宅の耐震改修工事を行った住宅の所有者に対して、耐震改修工事費用(精算補強設計及び工事監理に要する経費を含む。)の一部を補助する事業です。

耐震改修とは

- ・ 耐震診断により地震に対する強度が不足していることがわかった住宅について、大分県木造住宅耐震診断士(以下、「診断士」)が補強設計を行い、耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となることを審査により確認した上で、その設計に基づき行う補強工事のことです。

対象となる建物

- ・ 1～4のすべてに該当する住宅が対象です。
 - 1 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。)で、事前の耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの
 - 2 所在地が佐伯市内である住宅
 - 3 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
 - 4 地上階数が2以下の住宅

補助額

- ・ **耐震改修工事に要する費用**(精算補強設計及び工事監理に要する経費は、耐震改修工事費の5分の1を限度とします。)の**2/3以内の額**(1,000円未満は、切り捨て)かつ**100万円**(一定の要件を満たす場合は、3/5以内の額かつ120万円)を**限度とします**。
- ・ 補助金を改修業者が受け取り初期費用を軽減する、代理受領制度の利用も可能です。(詳細は別紙パンフレット参照)。
- ・ 耐震改修工事は、住宅リフォーム減税の対象となります。

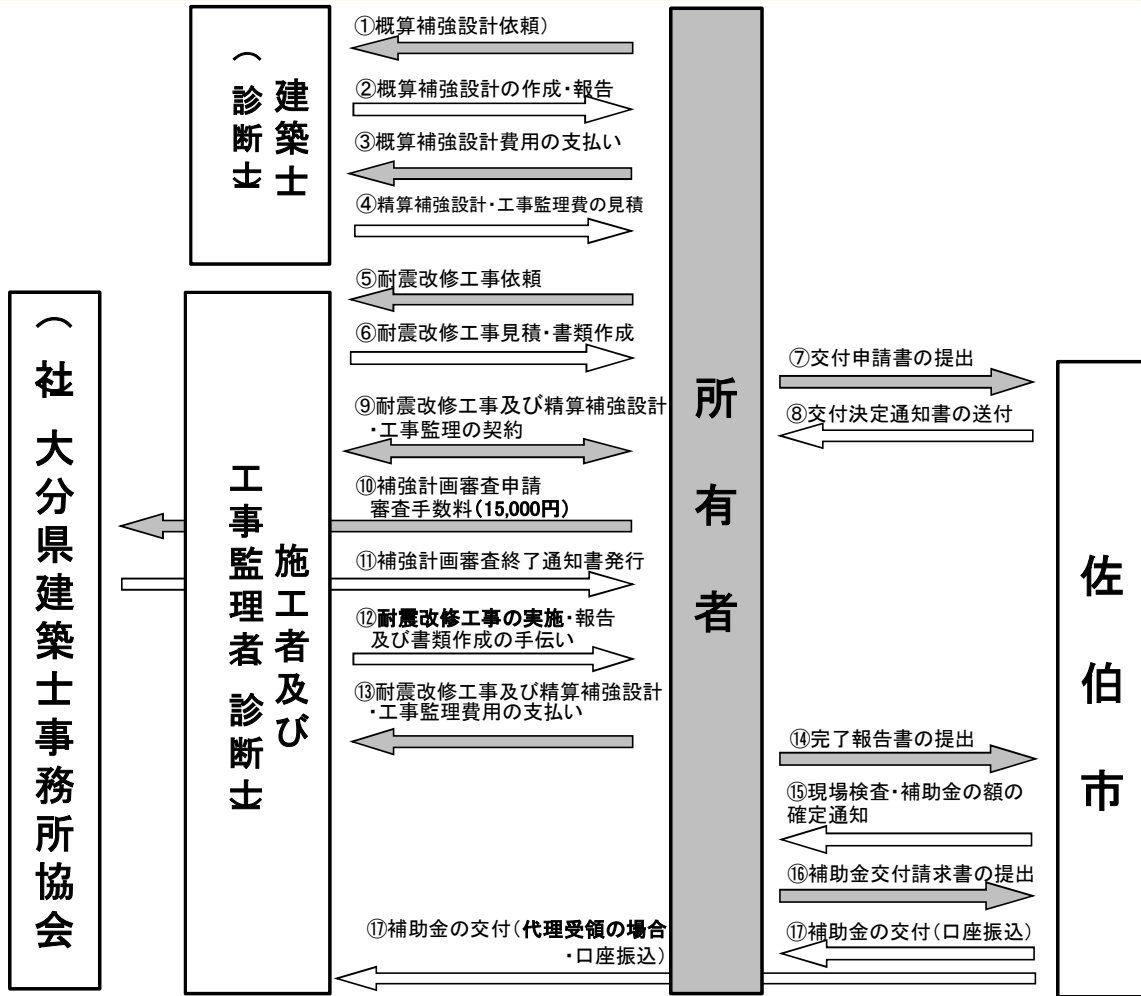
申請の受付

- ・ 受付期間 令和6年4月8日(月)から令和6年12月20日(金)まで
 - ・ 受付予定件数 2件
- 申請件数が受付予定件数に達した場合又は予算額を超えた場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- ・ 令和7年1月31日(金)までに完了の報告をお願いします。
- ・ 今回の補助事業は、すでに行われた耐震改修工事に対して補助金を支払うものではありません。**補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要**ですので、ご注意ください。
- ・ 耐震改修工事の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 大分県木造住宅耐震診断士とは、知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。
- ・ 本事業における耐震診断とは、診断士が一般財団法人日本防災協会が定める「精密診断法」により行う診断のことです。

耐震改修補助手続きの流れ



必要書類		様式
⑦ 交付申請	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修）	様式第1号の2
	2 耐震改修工事予定の住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し（確認通知書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書又は家屋課税台帳など）	同一年度又は前年度に診断補助申請を行った場合は、書類の省略可
	3 耐震改修工事予定の住宅の付近見取図及び概略平面図	
	4 耐震診断表の写し	
	5 耐震改修後の上部構造評点及び総合評価を示す書類	
	6 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面	
	7 耐震改修工事の実施予定箇所の施工前の写真、建物全体が分かる写真、写真の撮影方向を記載した概略平面図（6に記載した場合は、省略可）	
	8 耐震改修工事費の内訳書 ※精算補強設計費及び工事監理費の見積書（補助対象経費に含む場合に限る。）	
	9 暴力団等でない旨の誓約書	
	10 その他、市長が必要と認める書類	
⑭ 完了報告	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業完了報告書	
	2 補強設計審査終了通知書の写し	
	3 耐震改修工事費用の分かる領収書の写し（税抜金額及び消費税額が分かるもの） （補助金を施工者が受領する場合は、補助金の明細が入った請求書） ※精算補強設計費及び工事監理費の領収書の写し（補助対象経費に含む場合に限る。）	
	4 耐震改修工事の実施箇所の施工状況写真（工事看板を含む。）及び完了写真	
	5 耐震改修工事完了後の建物全体が分かる写真	
	6 耐震改修工実施の内容を示す概略平面図（写真の撮影方向を記載）	
	7 耐震壁を構成する建築材料（構造用合板、金物等）の現場搬入写真及び出荷証明書の写し	
	8 その他、市長が必要と認める書類	
⑯	1 補助金交付請求書（押印をお願いします。）	様式第11号の2